

# 作業基準

令和6年1月15日  
株式会社東松島観光物産公社

## 目次

第1章	目的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、嵯峨溪・里浦・松島航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

奥松島棧橋

(1) 陸上作業

- ① 乗下船する旅客の誘導 旅客誘導係 (1人)
- ② 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し 綱取係 (1人)

(2) 船内作業

- ① 乗下船する旅客の誘導・・・・・・・・・・ 旅客誘導係 (1人)
- ② 固縛装置の取付、取りはずし・・・・・・・・ 固縛係 (1人)

松島仙随浜棧橋

(1) 陸上作業

案内所から旅客の誘導、乗下船する旅客の誘導及び離棧時の綱放し (1人)

(2) 船内作業

乗下船する旅客の誘導及び固縛装置の取付、取りはずし (1人)

2 船長は、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

## 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 係員又は船長は、旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

## 第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸5分前とする。

- 2 離岸5分前になったときは、船長は陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。
- 3 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。
- 4 船長は、乗船旅客数(無料幼児を含む)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、陸上作業員に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 陸上作業員は、離岸作業完了後出航の合図をさせるとともに、岸壁上の状況が離岸に支障がないことを確認し、その旨を船長に連絡し船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第6条 陸上作業員は、船舶の着岸時刻5分前までに着岸準備を行い綱取りその他の作業に必要な位置に付き作業に従事する。なお、松島仙随浜棧橋においては、着棧時、船長の指示に従い船内作業員が綱取り、係留作業を行う。

- 2 陸上作業員は迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

3 船長は迅速、確実に係留作業を実施する。

4 船長は、船内に口頭等で、着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び陸上作業員は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法等の乗降用設備の保安に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、陸上作業員に合図する。

2 船長は陸上作業員と協力して旅客を誘導し下船させる。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

(遵守事項等の掲示例)

(1) 旅客は、乗下船時及び船内においては、係員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、船長の指示に従うこと。

(3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5) その他旅客の遵守すべき事項

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

(1) 乗船している旅客には、救命胴衣を必ず着用させること

(2) 12歳未満の児童においても、常時、救命胴衣を必ず着用させること